

## 2 因果関係

### 〔first step：総論〕

因果関係は、条件関係+偶然的結果を排除するために限定をかけることで判断される。この偶然的結果を排除するために限定をかける学説として、相当因果関係説（介在事情の異常性がメイン）が提唱された。相当因果関係説の中にも、行為者が特に認識していた事情及び一般人が認識し得た事情を判断基底とする折衷説と、行為時に客観的に存在していた事情をすべて判断基底に入れる客観説（客観的相当因果関係説）が存在し、米軍ひき逃げ事例（最決昭42・10・24刑集21巻8号1116頁）は折衷説を採用したといわれたものの、老女布団蒸し事件（最判昭46・6・17刑集25巻4号567頁）では折衷説を否定したため、客観的相当因果関係説に傾斜しつつあるという理解が有力になった。

しかし、大阪南港事件（最決平2・11・20刑集44巻8号837頁）では、被告人の暴行後、仮に第三者による暴行（死期を早めたに過ぎない程度）がなかったとしても、被告人の暴行と被害者の死の結果との因果関係を肯定しているため、寄与度が低い介在事情を考慮しなくても因果関係を肯定する判断がなされた。つまり、従来の相当因果関係説は介在事情の寄与度をメインとして結果との相当性を判断していたが、この決定で否定されたのである（調査官解説も各自参照してほしい）。

したがって、相当因果関係説を未だに使っている人は判例の見解に反しているのでおすすめしない。もっとも、相当因果関係説の着目点である介在事情の異常性は、これから述べる危険の現実化説でも重要なファクターにはなっているので注意してほしい。

今の主流は危険の現実化説<sup>17</sup>であるが、これは実行行為に内包される危険性が結果として現実化したかという抽象的な規範を提示したにすぎず、大事なのは後述する類型ごとに、しっかりとあてはめを行うことである。

#### <因果関係>

因果関係は、偶然的結果を排除し適正な帰責範囲を確定するために判断される。そこで、①条件関係が存在することを前提に、②当該行為に内包される危険が結果として現実化したといえる場合には、因果関係は肯定される。危険性の判断基底は、行為時の客観的事情（被害者の素因も含む）を基礎とする。

### 〔second step：危険の現実化の類型〕

危険の現実化説からは、結果帰属を認めるための具体的基準を類型化することが必要となる。すなわち、条件関係が肯定されることを前提に、①行為者の創出した物理的危険性が結果に直接実現した場合（直接実現型）、②介在事情が行為者の行為によって誘発される等、介在事情との結びつきが強い場合（間接実現型）、③行為者の設定した危険状況が結果発生に結びついている場合（危険状況設定型）の3類型である<sup>18</sup>。

Cf. 因果関係が否定された前掲米軍ひき逃げ事件の判断について

本事案では、被告人の実行行為（過失によって被害者をはねた行為）が死因となった傷害を形成したという事実を認定することができなかつたため、①類型にはあたらない。また、死因を形成した可能性のある同乗者が被害者を引きずり降ろした行為が故意有責の犯罪行為であり、実行行為と別個独立の意思決定に基づくものであることから、被告人の実行行為にそのような同乗者の意思決定を誘発する危険が備わっているとは評価されないため、②類型にもあたらない。さらに、被告人の実行行為による危険の設定によっても、同乗者の行為自体はその設定による潜在的な危険の現実化にあたらないため、③類型にもあたらないことになる。

したがって、因果関係が否定された（業務上過失傷害罪）。

<sup>17</sup> 航空機ニアミス事件（最決平22・10・26刑集64巻7号1019頁）では、「危険性が現実化した」という表現がなされた。

<sup>18</sup> 因果関係を否定する場合には、上記①～③類型をすべて否定する必要がある。

**〔third step : ①直接実現型〕**

①類型では、行為者の行為が介在事情の危険性を上回るものであるかどうかを検討する。**前掲大阪南港事件**もこの類型である。ここでは、患者が安静にできなかった事案（最決平16・2・17刑集58巻2号169頁）をもとにあてはめを行う。

被告人が割れたビール瓶で被害者の後頭部を刺した後、被害者は医療機関の治療を受け安静にするよう指示を受けたが、治療を無にするような行動をとったため、容態が急変して脳の血液循環障害が生じ、脳死状態に陥り死亡した事案

被告人が割れたビール瓶で被害者の後頭部を刺した行為は、それ自体が直ちに生命の危険を招く重篤なものであり、現に直接の死因となっている。また、治療行為によって行為の危険は一応収束したものの、結果発生に十分な因果力のある危険の継続は認められ、被害者が医師の指示に従わなかったこと（不作為の介在事情）は、かかる危険を減少しなかつただけであり、これを変質させたり、増幅させたりしているわけではない。

したがって、被告人の当該行為の危険性が結果に現実化したといえ、因果関係が認められる。

**・前掲老女布団蒸し事件**

被告人は男性であり、老人で、体格的、体力的にも劣っている女性であるAの頸部を締め付け、鼻口部を圧迫することは容易に人を死に至らしめるものであると考えられる。また、本件では手で口部を塞がれているうえに、重量のある分厚い布団で顔面を覆われているため、手で口部を抑えているときに比べて、完全に無酸素な状態が継続し、窒息死しやすい状況にあった。そして、A女が心臓疾患を持っていること自体、実行行為の危険性自体の評価に直接かわる事実であるといえ、急性心臓死という結果惹起に影響している（判断基底＝客観説）。

よって、被告の実行行為に認められる危険が被害者A女の死へと現実化したといえる（＝直接死因を形成したに等しい）。

**〔fourth step : ②間接実現型〕**

②類型では、介在事情が行為者の行為の危険性を上回っているため、それが行為者の行為から誘発されたものであるかどうかを検討する。ここでは、**高速道路侵入事件（最決平15・7・16刑集57巻7号950頁）**をもとにあてはめを行う。

被告人らは、被害者に対して深夜、公園で2時間10分、さらにマンション居室で約45分間、断続的に激しい暴行を加えたため、被害者が隙を見てマンションから逃走したが、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走開始から10分後、被告人らの追跡を逃れるため、高速道路に侵入し、疾走してきた自動車に衝突されるなどして死亡した。

被害者が高速道路に侵入した行為は、それ自体極めて危険な行為である（介在事情の異常性）。しかしながら、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執拗な暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に闘争を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められる。したがって、被害者の行動は、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえず、被告人らの実行行為によって誘発されたものと評価できる。

よって、被告人らの当該行為の危険性が結果に現実化したといえ、因果関係が認められる。

☆第一行為と第二行為を一体とみて（客観的接着性→意思の連続性）、被害者の心理状態において他の選択肢がない状況が認められるのであれば、その手段を選択することは実行行為との関係で必然といえる。その手段を選択する判断が実行行為との関係において十分了解可能（「著しく不自然不相当であった」）かどうかがメルクマルとなる。

## 〔fifth step : ③危険状況設定型〕

③類型では、被告人の行為が直接死因を形成したとはいえ、また、介在行為を誘発したものとは言いづらい場合に、行為者の設定した危険状況が結果発生に結びついているかどうかを検討する。ここでは、トランク監禁致死事件（最決平18・3・27刑集60巻3号382頁）をもとにあてはめを行う。

## &lt;事案&gt;

被告人は、深夜、普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を押し込み、同車を発進走行させ、知人と合流するために路上で停車していた際、第三者が運転する自動車が前方不注意のため、時速約60kmでその後部に追突し、この衝撃でトランク内の被害者が死亡した。

## &lt;あてはめ&gt;

トランクに入れた行為の危険性について、トランクは当然ながら中に人が入ることを想定して設計されていないため、人を防護する機能を有しておらず、軽微な物損事故のレベルであっても、追突のショックで死亡する可能性が高い。そして、軽微な物損事故のレベルの追突事故であれば、深夜に路上に停車していれば十分あり得る。

したがって、本件行為は、かかる危険状態を創出したといえ、第三者による甚だしい過失行為が介在したとしても、軽微な事故であっても被害者が死亡するという実行行為の危険性が潜在的に現実化したといえる。

## Cf. 熊撃ち誤射事件（最決昭53・3・22刑集32巻2号381頁）

熊と間違えて人を撃った第一行為は死期を早めている以上、業務上過失致死罪が成立し、故意による第二行為には殺人罪が成立する。したがって、この事案の問題は、因果関係ではなく罪数論である。

まずは、死の結果が同一なので、業務上過失「致死」の部分は重い殺人罪に吸収される。あとは、重傷と死亡結果について違法と責任が一体かどうかを検討し、本件では過失と故意で責任の一体性が否定されるため、併合罪関係（業務上過失致傷罪と殺人罪）となる。